

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業 専門員（嘱託職員）募集要項

- 【求人職種】 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 専門員
- 【事業内容】 判断能力が十分でない高齢者、知的・精神障がいのある方が、安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用についての相談や日常的な金銭管理などの支援を行う事業
- 【業務内容】 申込者及び利用者の判断能力の程度の確認、成年後見制度へのつなぎ、生活状況の把握と支援計画作成、福祉サービス事業者・福祉事務所・民生委員・家族等との連絡調整、生活支援員の指導及び監督など
- 【勤務地】 千葉市中央区千葉寺町 1208 番地 2 千葉市ハーモニープラザC棟 3階
千葉市成年後見支援センター
- 【募集人数】 1人
- 【応募資格】 次の（１）～（４）の条件を満たす方
（１）普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有する方
（２）事務作業に必要なパソコン（Word、Excel）の基本操作が可能な方
（３）社会福祉に熱意と理解がある方
（４）次のいずれかに該当する方
①社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格のいずれかを有する方
②福祉に関する相談援助業務に１年以上従事した実務経験がある方
③法人格を持つ社会福祉協議会における勤務経験を有し、日常生活自立支援事業について理解がある方
- 【勤務体制】 週５日：休日は土、日、祝日
- 【勤務時間】 午前９時～午後４時（休憩６０分・実働６時間）
- 【給与】 月額 200,500円 別途通勤手当、時間外手当あり
- 【福利厚生】 社会保険、雇用保険、労災保険、健康診断
- 【休暇】 年次有給休暇（６か月経過時）、忌引、子の看護休暇、介護休暇等本会規定による。
- 【採用予定日】 令和４年４月１日
- 【雇用期間】 令和４年４月１日～令和５年３月３１日
（単年度。勤務成績や法人の経営状況等により更新する場合あり。）
- 【応募期間】 随時 **終了しました。(R4.3.18)**
- 【応募方法】 担当者に電話問合せのうえ、履歴書（写真添付）に必要事項を記入し、下記へ郵送。
※自動車運転免許証の写し、資格取得者は、証明できるものの写しを添付
- 【問合せ先（履歴書送付先）】
〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟 3階
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター

担当：千葉市成年後見支援センター 佐藤・横田
（電話：043-209-6000）